

## 大滝漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大滝漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、いわな、あまご、こい、ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間について組合に申請し、その承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友 釣	1 本
引 掛	1 本
投 網	1 張
竿 釣	1 本
竿 釣	3 本（こい、ふなのみ）
流し釣	1 本

2 次の表に掲げる漁法による遊漁をしてはならない。

禁 止 漁 具 ・ 漁 法	
1	水中に電流を通じてする漁法。
2	てこはね（岩石の転動）瀬干し漁法。
3	火光その他の照明を利用してする漁法。
4	かわびき（ごろびき）漁法。
5	有毒、有害物を使用する漁法。
6	発射装置を有する、もり、やす等による漁法。
7	アクアラングを使用する漁法。
8	さつ河魚類の通路を断してする漁法。
9	透明性のもんどり（びんつけ）。
10	定置漁業類似の漁法

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	漁具・漁法	期 間
あゆ	友釣	解禁日から9月30日までの組合の定めた日
〃	投網・引掛	解禁日から9月30日までの組合の定めた日
にじます	竿釣	解禁日から9月30日
いわな	竿釣	解禁日から9月30日
あまご	竿釣	解禁日から9月30日
こい・ふな	竿釣	周年
うなぎ	流し釣	解禁日から9月30日（あゆ遊漁期間に限る）

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する店に掲示するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
仏ヶ後橋上流端よりダム堰堤までの区域及び佐目マルト林産裏頭首工より上流の区域を除く漁業権漁場	引掛、投網	友釣解禁日より8月31日までの組合が定めた日

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
にじます	全長12cm以下
いわな	全長12cm以下
あまご	全長12cm以下
こい・ふな	全長15cm以下
うなぎ	全長35cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		
		日券	期間券	
あゆ	友釣	解禁日から1週間	3,000円	8,000円
		解禁日8日目から7月31日	2,500円	
		8月1日から終了まで	2,000円	
	引掛	1本	2,000円	
	投網	(一張につき)	2,000円	
こい・ふな	竿釣		1,000円	1月1日から12月31日 5,000円
あまご	竿釣	解禁日	3,000円	6,000円
いわな		翌日から3月31日	2,500円	
にじます		4月1日から4月30日	2,000円	
		5月1日から終了まで	1,200円	
うなぎ	流し釣	あゆ釣り期間(期間券のみ)		5,000円

2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所においてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、網漁具の場合は第1項に掲げる額に2,000円、竿釣その他の場合は1,000円を加算した額とする。

住所	名所	電話
犬上郡多賀町川相437番地	大滝漁業協同組合事務所	0749-49-0001
その他組合の掲示板に掲示する場所		

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) その他参考となるべき事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。